

令和8年度豊島区部活動改革の取組みについて

1. 部活動を取り巻く状況について

- 中学校の部活動は、子どもたちが日常的にスポーツや文化活動に親しむ機会を創出し、学校教育が目指す資質や能力の育成に大きな意義をもつ活動
- 一方で、少子化に伴う部活動参加生徒数の減が予想されることや、学校における働き方改革が進む中で、部活動の在り方を見直す必要

2. 国や東京都の方向性について

(1) 国の方向性

- 「地域連携」と「地域展開」の2つの方向で部活動改革を推進

※地域連携…学校管理下で行われる部活動に部活動指導員などの外部人材を導入すること

※地域展開…部活動の実施主体を学校から地域の様々な団体等に変えていくこと
 (いわゆる「地域クラブ化」)

休日	改革実行期間内(令和8年度から13年度)に、原則、 <u>全ての学校部活動において地域展開の実現</u> を目指す
平日	各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進

(2) 東京都の方向性

- 休日・平日ともに、部活動の地域展開を目指しつつ、東京モデルの導入による部活動改革を推奨

※東京都モデル…各地区の状況に応じ、3つのモデルを組み合わせ、持続可能な環境の構築を目指す。

モデル	内容
A 部活動の地域展開	部活動を、地域の団体を運営団体・実施主体とする活動に展開すること
B 部活動の地域連携:拠点化	部活動を複数の学校で連携して行うこと
C 部活動の地域連携:外部人材の活用	部活動に地域等の人材を活用すること

3. 豊島区の方向性について

(1) 今年度の取組み

- **部活動指導員(※)の配置(3名)**

巣鴨北中学校(バレーボール部)、千川中学校(バスケットボール部)、千登世橋中学校(バスケットボール部)に1名ずつ配置。

- 部活動外部指導者(※2)の派遣(約 90 名)
全校に約 90 名の部活動外部指導者を派遣し、顧問の補佐として指導。
- としま地域クラブの運営(音楽部・ダンス部・プログラミング部)
- 豊島区部活動地域連携推進協議会の開催
国の状況について情報共有し、豊島区部活動の方向性、地域人材の活用、児童・生徒・保護者へのアンケート等について協議を行った。

(※)部活動指導員:学校教育法施行規則により、単独で部活動顧問となることが認められる学校職員

(※2)部活動外部指導者:顧問の補佐を行う有償ボランティア

(2)令和8年度以降の取組みについて

- 豊島区の部活動改革は、
「子どもたちの活動機会を確保すること」と「教員の働き方改革を進めること」
を基本方針とする。
- 今年度実施した児童生徒・保護者等対象の部活動に関するアンケートの結果等を踏まえ、
部活動に参加する子どもたちの活動機会確保のため、まずは学校部活動を維持したうえで、教員の負担軽減に向けた、外部人材活用の取組み(=地域連携)を中心に行う。
- 更なる部活動改革については、次年度実施する部活動地域連携推進協議会や校長会において検討する。

◆具体的な取組み

- ・部活動指導員の増員(R8 は 3 名⇒8 名に増員)
- ・外部指導者の更なる活用
- ・地域人材の発掘(CS の活用や、企業・団体との連携を模索)

◆スケジュール

分類	令和 8 年度	令和 9 年度(予定)	令和 10 年度(予定)
部活動指導員	・各校 1 名ずつ配置 (8 名)	・各校 2 名ずつ配置 (16 名)	・各校 3 名ずつ配置 (24 名)
部活動外部指導者	・各中学校と地域人材等とのマッチングによる派遣の体制整備 ・将来的な部活動指導員としての任用を目指す体制整備	・人材バンクの整備 ・将来的な部活動指導員としての任用を目指す体制整備	・人材バンクの整備 ・希望する部活動外部指導者の部活動指導員としての任用